

一次審査（応募資格審査）結果

【条件①】 次の（１）から（３）の全ての条件を満たすこと。

条 件 \ 応 募 事 業 者	特定非営利活動法人 つくみ	特定非営利活動法人 からまつ	株式会社 テノ・コーポレーション	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
（１）登記のある法人であること。	○	○	○	○
（２）市内在住、又は学童保育所、小・中学校、認可保育所、認証保育所、保育室、幼稚園、認定こども園のいずれかで勤務経験がある職員を半数以上配置することができること。	○	○	○	○
（３）災害等発生時に迅速に対応するため、当該施設まで徒歩１時間圏内に居住する職員を確保できること。	○	○	○	○

【条件②】 法人として次の（１）から（３）のいずれかの条件を満たすこと。

（１）市内で学童保育所、認可保育所、認証保育所、保育室、幼稚園、認定こども園のいずれかの運営、又は子育てに関係した活動に実績があること。	つくみ学童保育所	からまつ学童保育所外５箇所		元八王子学童保育所外５箇所
（２）地方公共団体で学童保育事業の受託実績があること。			福岡県那珂川市 福岡県太宰府市 大阪府枚方市外	府中市、立川市、福生市、小平市、あきる野市、東村山市など
（３）市内の自主学童クラブ又は市立学童保育所において、指導員（指定管理者の職員を含む）として３年以上の勤務経験を有する者が構成者となり設立する特定非営利活動法人。ただし、令和４年９月末日までに法人設立が確実なものに限る。				

【条件③】 次の（１）から（７）のいずれにも該当しないこと。

（１）現指定管理期間の指定管理者の選定において更新制度の対象となったが、業務実績等の評価により更新制度の適用を受けられなかった法人（優良事業者と判定されなかった法人）	該当せず	該当せず	該当せず	該当せず
（２）地方自治法施行令第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する法人（地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触するもの）	該当せず	該当せず	該当せず	該当せず
（３）市から指名停止措置を受けている法人	該当せず	該当せず	該当せず	該当せず
（４）市民税、法人税、消費税等を滞納している法人	該当せず	該当せず	該当せず	該当せず
（５）会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始している法人	該当せず	該当せず	該当せず	該当せず
（６）地方自治法第９２条の２（議員の兼業禁止）、第１４２条（長の兼業禁止）、第１６６条（副市長の兼業禁止）、第１８０条の５（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する法人 ただし、地方自治法施行令第１２２条及び第１３３条に該当する場合（長が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が１／２を超える法人）を除く。	該当せず	該当せず	該当せず	該当せず
（７）指定管理者になろうとする法人又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人	該当せず	該当せず	該当せず	該当せず
一次審査結果	○	○	○	○